

第 9 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 西堀 利

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	2,399,114	預 渡 性 預 金	54,636,862
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	8,640,000	債 券	1,496,780
買 現 先 勘 定	4,295	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	780,097
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	991,840	売 現 先 勘 定	1,535,700
買 入 金 銭 債 権	1,555,425	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	14,453
特 定 取 引 資 産	1,612,539	特 定 取 引 負 債 金	1,809,127
金 銭 の 信 託	22,520	借 用 金	578,455
有 価 証 券	19,386,531	外 国 為 替	3,922,843
貸 出 金	33,254,955	短 期 社 債	13,394
外 国 為 替	120,347	社 債	27,997
そ の 他 資 産	2,796,536	そ の 他 負 債 金	927,900
有 形 固 定 資 産	748,905	賞 与 引 当 金	3,481,853
無 形 固 定 資 産	198,902	退 職 給 付 引 当 金	10,965
繰 延 税 金 資 産	277,829	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	6,916
支 払 承 諾 見 返	1,231,152	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	701
貸 倒 引 当 金	△ 526,205	債 券 払 戻 損 失 引 当 金	13,705
投 資 損 失 引 当 金	△ 13	特 別 法 上 の 引 当 金	11,615
		繰 延 税 金 負 債	187
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,955
		支 払 承 諾	77,346
		負 債 の 部 合 計	1,231,152
		（ 純 資 産 の 部 ）	70,580,010
		資 本 金	700,000
		資 本 剰 余 金	681,432
		利 益 剰 余 金	160,804
		株 主 資 本 合 計	1,542,237
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 12,709
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	17,795
		土 地 再 評 価 差 額 金	108,892
		為 替 換 算 調 整 勘 定	379
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	114,357
		少 数 株 主 持 分	478,070
		純 資 産 の 部 合 計	2,134,666
資 産 の 部 合 計	72,714,676	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	72,714,676

中間連結損益計算書 (平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経常	収	601,346
資金運用	収益	358,621
(うち貸出)	金利息	(252,474)
(うち有価証券)	利息配当金	(57,761)
役員取引等	収益	121,631
特定取引	収益	56,132
その他業務	収益	47,186
その他	経常	17,774
経常	費用	496,843
資金調達	費用	51,359
(うち預金)	金利息	(30,212)
(うち債券)	金利息	(1,607)
役員取引等	費用	33,034
その他業務	費用	28,420
営業	経常	329,390
その他	経常	54,638
経常	利益	104,502
特別	利益	19,461
特別	損失	3,641
税金等調整前	中間純利益	120,322
法人税、住民税及び	事業税	3,009
法人税等調整	額	△ 10,781
法人税等	合計	△ 7,771
少数株主損益調整前	中間純利益	128,094
少数株主	利益	10,259
中間	純	117,835
間	利	
	益	

〈中間連結財務諸表の作成方針〉

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等 34社
- 主要な会社名
- みずほインベスターズ証券株式会社
 - みずほ信用保証株式会社
 - みずほファクター株式会社
 - みずほキャピタル株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 10社
- 主要な会社名
- ユーシーカード株式会社
 - 確定拠出年金サービス株式会社
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----|
| 6月29日 | 5社 |
| 6月末日 | 8社 |
| 9月末日 | 20社 |
| 12月最終営業日の前日 | 1社 |
- ② 6月29日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。
- 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- (4) 開示対象特別目的会社に関する事項
- ① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
- 当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております。）6社に係る借入及びコマースナル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。
- 特別目的会社6社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は407,699百万円、負債総額（単純合算）は407,312百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。
- ② 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等
- 主な取引の当中間連結会計期間末残高
- | | |
|-----------|------------|
| 貸出金 | 296,027百万円 |
| 信用枠及び流動性枠 | 8,534百万円 |
- 主な損益
- | | |
|---------|----------|
| 貸出金利息 | 1,387百万円 |
| 役務取引等収益 | 151百万円 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

①株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

②社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

③債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項（中間連結貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は326,397百万円であります。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 債券払戻損失引当金の計上基準

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6,912百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は7,437百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は7,718百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,023百万円減少、「繰延税金資産」は2,357百万円増加、「貸倒引当金」は16,573百万円減少し、「税金等調整前中間純利益」は1,131百万円増加しております。

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、「経常利益」は219百万円増加、「税金等調整前中間純利益」は1,323百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による「その他負債」中の資産除去債務の変動額は2,742百万円であります。

(持分法に関する会計基準)

当中間連結会計期間から、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号平成20年3月10日）を適用しております。

なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く） 7,625百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に4,296百万円含まれております。現先取引、現金担保付債券貸借取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は91,425百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは817,947百万円あります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は42,309百万円、延滞債権額は514,419百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に

規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,266百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は319,371百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は903,366百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は217,267百万円であります。
8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	233,414百万円
有価証券	4,723,081
貸出金	4,788,054
その他資産	1,430
担保資産に対応する債務	
預金	537,844百万円
コールマネー及び売渡手形	874,000
売現先勘定	10,157
債券貸借取引受入担保金	1,724,130
借入金	3,619,342

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,099百万円、「有価証券」1,134,915百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は61,785百万円、先物取引差入証拠金は2,088百万円、その他の証拠金等は6,560百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,963,705百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,408,049百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 596,201百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金273,000百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,035,707百万円であります。
15. 1株当たり純資産額 224,114円92銭
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 13.01%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、睡眠預金の収益計上額4,735百万円、株式等売却益4,617百万円及び未払債券の収益計上額2,816百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却24,493百万円、株式等償却9,769百万円及び貸倒引当金繰入額8,368百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、償却債権取立益19,365百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、減損損失1,728百万円、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載した資産除去債務に関する会計基準適用による影響額1,156百万円を含んでおります。
5. 1株当たり中間純利益金額 26,498円80銭
6. 潜在株式を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は記載していません。

(金融商品関係)**金融商品の時価等に関する事項**

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金 (*1)	2,398,880	2,398,880	-
(2) コールローン及び買入手形 (*1)	8,637,589	8,637,589	-
(3) 買現先勘定	4,295	4,295	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	991,840	991,840	-
(5) 買入金銭債権 (*1)	1,554,845	1,554,845	-
(6) 特定取引資産 売買目的有価証券	1,265,499	1,265,499	-
(7) 金銭の信託	22,459	22,459	-
(8) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	900,697 18,363,590	913,089 18,363,590	12,391 -
(9) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	33,254,955 △468,983		
	32,785,971	33,122,099	336,127
資産計	66,925,669	67,274,188	348,518
(1) 預金	54,636,862	54,605,844	△31,017
(2) 譲渡性預金	1,496,780	1,496,059	△720
(3) 債券	780,097	778,777	△1,320
(4) コールマネー及び売渡手形	1,535,700	1,535,700	-
(5) 売現先勘定	14,453	14,453	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	1,809,127	1,809,127	-
(7) 借入金	3,922,843	3,942,038	19,194
(8) 社債	927,900	980,358	52,458
負債計	65,123,764	65,162,359	38,595
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	173,587		
ヘッジ会計が適用されているもの	54,230		
貸倒引当金 (*1)	△34,655		
デリバティブ取引計	193,162	193,162	-

(*1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法**資産****(1) 現金預け金**

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）等によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。上記以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましても、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額によっております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(3) 債券

債券については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格等によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式(*1)(*2)	107,481
②組合出資金(*2)(*3)	6,984
③その他(*2)	486
合計	114,952

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について3,090百万円、上記以外について341百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	900,697	913,089	12,391
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
合計		900,697	913,089	12,391

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	295,464	220,049	75,414
	債券	12,255,333	12,181,925	73,407
	国債	10,452,568	10,403,721	48,847
	地方債	154,718	150,964	3,754
	社債	1,648,045	1,627,240	20,805
	その他	1,979,411	1,941,905	37,505
	信託受益権	586,567	567,313	19,253
	外国債券	1,350,550	1,333,308	17,242
	その他	42,293	41,284	1,009
	小計	14,530,208	14,343,881	186,327
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	407,277	514,572	△107,295
	債券	3,431,365	3,455,891	△24,526
	国債	2,490,273	2,491,040	△767
	地方債	15,403	15,404	△1
	社債	925,688	949,446	△23,758
	その他	1,100,136	1,148,469	△48,332
	信託受益権	488,827	514,262	△25,435
	外国債券	537,004	547,850	△10,846
	その他	74,305	86,356	△12,050
	小計	4,938,779	5,118,934	△180,154
合計	19,468,988	19,462,815	6,172	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、64百万円（利益）であります。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、9,180百万円（うち社債2,842百万円、株式6,338百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,020	1,050	△30	—	△30

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。